

消防団一層充実のための平成 28 年度施策について（要望）

日本消防協会

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下「新法」といいます。）の成立を新たな契機とするなど、特に近年、総務省消防庁におかれては我が国消防団の一層の充実強化に格別のご尽力を頂いており、深く感謝いたしております。

一方、東日本大震災につづく大規模な地震津波の近い将来の発生が懸念され、また、局地的な豪雨による土砂災害、火山噴火、竜巻など思いがけないさまざまな災害が発生しており、国民の皆さんも、生命、身体、財産などの安全の確保が喫緊の課題と意識しておられます。このような中で、消防団の責務は益々重大となり、今こそ、新法の趣旨に沿って消防団の一層の充実を進めるとともに、常備消防との連携のもと、地域にあっては消防団が中心となり、地域の総力を結集する地域防災力の充実強化を進めなければなりません。

平成 28 年度は、新法成立後 3 周年を迎えますが、これまでの経過を振り返りながら、新たな決意のもとに、新法の趣旨実現をめざさなければならないと考えられます。全国の消防団は、そのような考え方のもとに、それぞれの状況のなかでひきつづき全力を尽くしますが、国におかれても、平成 28 年度は、次のよう

な施策について、出来る限りのご尽力を頂きますようお願いいたします。

また、平成 28 年度消防関係の予算の要求につきましては、総務省としてできる限りのご配慮を頂いていると承知いたしておりますが、今後、その満額確保に向けてご尽力を頂きますようお願いいたします。

1 消防団の一層の充実のための措置

新法第 8 条において消防団の抜本的な強化を図るため、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずるものとするされています。この規定の趣旨に沿い、消防団の一層の充実のために必要とされる次のような事項については、財政措置その他万般にわたり、その時々状況に応じて、国として適切に措置して頂くとともに、地方公共団体に対しご助言をして頂くようお願いいたします。

(1) 消防団の装備等の改善

消防団の装備については、新法成立後直ちに行われた消防団の装備の基準の改正、平成 27 年度の地方財政措置等により改善が進んだと思われませんが、東日本大震災等の教訓からその抜本的な改善が急務ですので、ひきつづき地方交付税、地方債の措置を拡充して頂くとともに、今後、国庫補助制度の復活も視野に入れつつ、さらなる財政措置の充実についてご検討をお願いいたします。

また、具体的な改善事項については、消防団無線のデジタル化を含む消防団の情報通信装備の改善、安全確保のための装備の改善、救助機材の導入、非常

事態における近隣地域への応援出動用を含む緊急活動用物資の確保、地域の防災コミュニティーセンターになり得るような消防団詰所への改善、女性団員に配慮した設備改善など地域の実情に応じた多様な改善が実現されるようご配慮下さい。

(2) 消防団員の処遇の改善

報酬等の改善への働きかけや消防団員退職報酬金の引上げなどご尽力頂き、着実に改善の方向に向かっていると思われませんが、ひきつづきご配慮をお願いいたします。

消防団員及びその家族に対し一定の割引等を行ういわゆる「消防団応援の店」は着実に増加していますので、当協会としても一層の普及が図られるよう協議し、対策を実施する考えでありますので、ご支援をお願いいたします。

(3) 消防団員の増員確保

消防団員の確保についても、総務大臣からのご懇篤な書簡、団員増加消防団の表彰などご尽力頂いていますが、なお全国的には団員確保に苦勞しているのが実態でありますので、ひきつづきご配慮をよろしくお願いいたします。

基本的な問題として、消防団の実態やその重要性が一般の国民の皆さんに十分周知されていない面があります。最近は、新聞、テレビ等への取り上げ方もドラマや報道などさまざまな形で増加していますが、さらに、政府広報の活

用、行政イベントでの PR、後述します地域防災対策の展開、女性や青少年の消防との関わりの増加などあらゆる機会をいかした周知徹底へのご尽力をお願いいたします。

消防団協力事業所については、各地で可能な限りの優遇措置を実施していますが、税制上の特例あるいは地方公共団体において何らかの負担軽減措置を講じた場合の地方財政措置など国におかれてもひきつづきご配慮をお願いいたします。

なお、地方交付税による消防団関係経費の措置については、人口規模に比べて消防団員数が多数である場合、一定の要件のもとに特別交付税による措置がなされていますが、さらに進めて、普通交付税の算定においてもより一層実態を反映するよう改正し、団員数が多数である場合にも安心して団員数を維持することができるようご検討をお願いいたします。

2 消防団が中核となる地域防災力の充実強化

新法に基づく地域防災力の充実強化は、日本消防の新たな時代を切り拓くものであり、国民の安全確保にとってはもとより、消防団にとっても、その活動の充実、地域とのより一層の一体化など大きな意味をもつと思われまふ。従って、その施策展開は消防団にとっても大きな関わりがあります。そのような観点か

ら、地域防災力の充実強化対策について、次のようなご検討をお願いします。

(1) 地域防災力の充実強化に向けた総合的な施策プランの策定及び実施

地域防災力の充実強化を実現するためには、相当広範な対策が必要ではないかと考えられますが、それらについての全体的な施策体系、実行計画等をお示し頂き、各関係者がこれに沿ってそれぞれの役割を果たしていくという道筋を示して頂くようご検討をお願いします。そのなかで消防団が果たすべき役割については、これを着実に実行することができるように努力しなければならないと考えております。

(2) 地区防災計画作成への全国的な取組み

災害対策基本法の改正により、市町村の区域よりももっと狭い、各地区の防災計画が規定されましたが、地域防災力の充実強化を進めるうえで、このような計画の作成など具体的な行動目標がある方が実効性のある活動が行われやすいのではないかと考えられます。そこで、この地区防災計画において定めることが適当な事項や形式、取りまとめの進め方など基礎的な情報を提供して頂き、国のご指導によりながら、各地域の実情に応じた地域内の協議等を全国的に進めるということが考えられますので、ご検討をお願いします。

(3) 地域防災力強化関連の情報提供

新法施行を受けて、関係団体が中心となり、当協会も協力して平成27年4

月から総合情報誌「地域防災」を隔月発行していますが、何分にも紙幅が少なく、情報量が少ないと思われます。平成28年度から増頁して情報量を増加させることができれば、もっとお役に立てると考えられますので、ご支援方お願いいたします。

また、上記(1)(2)を含めて、地域防災力強化への具体的な取り組みを進めやすくするため、例えば「地域防災力強化の進め方」のような参考図書の発行についてご検討頂きたいと思ひます。

平成28年度は、新法施行から3年となります。新法が制定されてから、できるだけ早くと思ひ、平成26年8月、安倍内閣総理大臣にもご出席頂いて初めての国民的大会「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を当協会主催により開催し、新法の周知、取組みの具体化促進を図ることとしましたが、今後とも3周年など節目の時には何らかのイベントを開催して、国、地方公共団体がそれぞれの立場で地域防災力の重要性、多くの方々のご参加をよびかけることが望ましいと思ひられますので、国の対応についてご検討頂きたいと思ひます。